

愛媛県農業土木工事特記仕様書

新

愛媛県農業土木工事特記仕様書

2025年4月1日

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 施工管理及び現場管理（第6条—第8条）
- 第3章 再生資材及び建設副産物（第9条—第12条）
- 第4章 安全管理（第13条—第15条）
- 第5章 使用材料
 - 第1節 コンクリート（第16条）
 - 第2節 鉄鋼スラグ等（第17条—第23条）
 - 第3節 熔融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物（第24条—第29条）
- 第6章 取得補償時の立木伐採等（第30条—第37条）
- 第7章 境界標識（第38条—第41条）
- 第8章 出来形数量（第42条）

（省略）

第1章

（省略）

（特記仕様書への委任）

第2条 受注者は、工事の実施にあたっては、前条の定めによるほか、次の各号に示す特記仕様書によらなければならない。

- （1）県産品優先使用に係る特記仕様書（ただし、予定価格が23億円以上の工事を除く）
- （2）工事監督におけるワンデーレスポンス特記仕様書
- （3）快適トイレの設置に関する特記仕様書
- （4）工事写真の小黑板情報電子化に関する特記仕様書

2 前項のほか、次の表に示す工事の種類に応じ、それぞれ同表に示す特記仕様書によらなければならない。

工事の種類	特記仕様書
総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書
設計図書により工期に余裕期間を設定する工事	余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書
設計図書により週休2日確保の対象とする工事（発注者指定型）	週休2日確保工事等の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）
設計図書により週休2日確保の対象と	週休2日確保工事等の試行に関する特記

旧

愛媛県農業土木工事特記仕様書

2024年10月1日

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 施工管理及び現場管理（第6条—第8条）
- 第3章 再生資材及び建設副産物（第9条—第12条）
- 第4章 安全管理（第13条—第15条）
- 第5章 使用材料
 - 第1節 コンクリート（第16条）
 - 第2節 鉄鋼スラグ等（第17条—第23条）
 - 第3節 熔融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物（第24条—第29条）
- 第6章 取得補償時の立木伐採等（第30条—第37条）
- 第7章 境界標識（第38条—第41条）
- 第8章 出来形数量（第42条）

（省略）

第1章

（省略）

（特記仕様書への委任）

第2条 受注者は、工事の実施にあたっては、前条の定めによるほか、次の各号に示す特記仕様書によらなければならない。

- （1）県産品優先使用に係る特記仕様書（ただし、予定価格が23億円以上の工事を除く）
- （2）工事監督におけるワンデーレスポンス特記仕様書
- （3）快適トイレの設置に関する特記仕様書
- （4）工事写真の小黑板情報電子化に関する特記仕様書

2 前項のほか、次の表に示す工事の種類に応じ、それぞれ同表に示す特記仕様書によらなければならない。

工事の種類	特記仕様書
総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書
設計図書により工期に余裕期間を設定する工事	余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書
設計図書により週休2日確保の対象とする工事（発注者指定型）	週休2日確保工事等の試行に関する特記仕様書（発注者指定型）
設計図書により週休2日確保の対象と	週休2日確保工事等の試行に関する特記

愛媛県農業土木工事特記仕様書

新		旧	
する工事（受注者希望型）	仕様書（受注者希望型）	する工事（受注者希望型）	仕様書（受注者希望型）
設計図書により三者会議を設置する工事	愛媛県農地整備課所管工事における三者会議対象工事特記仕様書	設計図書により三者会議を設置する工事	愛媛県農地整備課所管工事における三者会議対象工事特記仕様書
ため池整備工事	ため池整備工事特記仕様書	ため池整備工事	ため池整備工事特記仕様書
畑地かんがい自動化施設制御室内の機器等更新工事	畑地かんがい自動化施設制御室内の機器等更新工事における施工管理に関する特記仕様書	畑地かんがい自動化施設制御室内の機器等更新工事	畑地かんがい自動化施設制御室内の機器等更新工事における施工管理に関する特記仕様書
鉄筋挿入工を施工する工事	鉄筋挿入工の施工管理に関する特記仕様書	鉄筋挿入工を施工する工事	鉄筋挿入工の施工管理に関する特記仕様書
(削る)	(削る)	杭を施工する工事	杭の施工管理に関する特記仕様書
主たる工種が屋外作業である工事	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書	主たる工種が屋外作業である工事	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書
調査ボーリングを実施する工事	地盤情報の収集と利活用に関する特記仕様書	調査ボーリングを実施する工事	地盤情報の収集と利活用に関する特記仕様書
ICT 土工の対象とする工事	愛媛県農地整備課所管工事における ICT 活用工事 (ICT 土工) 「受注者希望型」 特記仕様書	ICT 土工の対象とする工事	愛媛県農地整備課所管工事における ICT 活用工事 (ICT 土工) 「受注者希望型」 特記仕様書
ICT 舗装工の対象とする工事	愛媛県農地整備課所管工事における ICT 活用工事 (ICT 舗装工) 「受注者希望型」 特記仕様書	ICT 舗装工の対象とする工事	愛媛県農地整備課所管工事における ICT 活用工事 (ICT 舗装工) 「受注者希望型」 特記仕様書
「防災・減災、国土強靱化 5 年加速化対策」に基づく工事	「防災・減災、国土強靱化 5 年加速化対策」に基づく工事における工事看板特記仕様書	「防災・減災、国土強靱化 5 年加速化対策」に基づく工事	「防災・減災、国土強靱化 5 年加速化対策」に基づく工事における工事看板特記仕様書

3 前2項の特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。

<https://www.pref.ehime.jp/page/12558.html>

(省略)

(履行報告)

第4条 受注者は、当初請負代金額が5,000万円以上である場合又は設計図書に定めのある場合は、契約書第11条の規定により、履行状況を発注者に報告しなければならない。

2 前項の報告は、次の各号に示す資料を添付し、毎月5日（5日が県の休日にあたる場合は直後の平日とする。）までに行わなければならない。

- (1) 工事履行報告書
- (2) 実施工程表
- (3) 工事全体の進捗が分かる写真
(省略)

3 前2項の特記仕様書は、次のホームページに掲載するものとする。

<https://www.pref.ehime.jp/page/12558.html>

(省略)

(履行報告)

第4条 受注者は、当初請負代金額が3,500万円以上である場合又は設計図書に定めのある場合は、契約書第11条の規定により、履行状況を発注者に報告しなければならない。

2 前項の報告は、次の各号に示す資料を添付し、毎月5日（5日が県の休日にあたる場合は直後の平日とする。）までに行わなければならない。

- (1) 工事履行報告書
- (2) 実施工程表
- (3) 工事全体の進捗が分かる写真
(省略)

愛媛県農業土木工事特記仕様書

新	旧				
<p>第2章 施工管理及び現場管理 (施工計画書の内容)</p> <p>第6条 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、共通仕様書第1編 1-1-1-4 第1項の規定によるほか、次の項目ごとに、それぞれ必要な内容を含めなければならない。</p>	<p>第2章 施工管理及び現場管理 (施工計画書の内容)</p> <p>第6条 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、共通仕様書第1編 1-1-1-4 第1項の規定によるほか、次の項目ごとに、それぞれ必要な内容を含めなければならない。</p>				
項目	含める内容	備考	項目	含める内容	備考
(削る)	(削る)	(削る)	(1) 工事概要	工事实績データ登録機開発の登録内容確認書	共通仕様書第1編 1-1-1-5
(削る)	(削る)	(削る)	(4) 指定機械	使用する排出ガス対策型建設機械	共通仕様書第1編 1-1-1-29
(2) 主要資材	主要資材 県産品未使用理由書 主要資材に関する資料	県産品優先使用に係る特記仕様書 第4条 本仕様書第7条	(6) 主要資材	主要資材 県産品未使用理由書 主要資材に関する資料	県産品優先使用に係る特記仕様書 第4条 本仕様書第7条
(7) 施工方法	立木伐採計画	本仕様書第6章	(7) 施工方法	立木伐採計画	本仕様書第6章
(4) 施工管理計画	段階確認予定表	共通仕様書第3編 3-1-1-3	(8) 施工管理計画	段階確認予定表	共通仕様書第3編 3-1-1-5
(5) 安全管理	安全訓練に関する実施計画書 火気の使用に関する計画 木製工事用バリケード設置計画	共通仕様書第1編 1-1-1-25 共通仕様書第1編 1-1-1-26 共通仕様書第1編 1-1-1-45	(9) 安全管理	安全訓練に関する実施計画書 火気の使用に関する計画 木製工事用バリケード設置計画	共通仕様書第1編 1-1-1-25 共通仕様書第1編 1-1-1-26 共通仕様書第1編 1-1-1-45
(7) 交通管理	交通安全等輸送に関する計画 交通誘導警備員配置計画表 検定合格警備員一覧表	共通仕様書第1編 1-1-1-31 共通仕様書第1編 1-1-1-32	(11) 交通管理	交通安全等輸送に関する計画 交通誘導警備員配置計画表 検定合格警備員一覧表	共通仕様書第1編 1-1-1-31 共通仕様書第1編 1-1-1-32
(9) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編 1-1-1-17 及び本仕様書第11条第1項	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編 1-1-1-17 及び本仕様書第11条第1項
(10) その他	官公庁等への手続き(予定または写し) 創意工夫・社会性等に関する実施予定について 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認書 立木伐採計画	共通仕様書第1編 1-1-1-35 共通仕様書第3編 3-1-1-9 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条 本仕様書第6章	(15) その他	官公庁等への手続き(予定または写し) 創意工夫・社会性等に関する実施予定について 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認書	共通仕様書第1編 1-1-1-35 共通仕様書第3編 3-1-1-14 総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条
(省略)			(省略)		

愛媛県農業土木工事特記仕様書

新	旧
<p style="text-align: center;">第3章 再生資材及び建設副産物 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(再生資源利用(促進)計画書及び実施書)</p> <p>第11条 受注者は、請負代金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するとともに、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、着手前に監督員に提出しなければならない。(削る)</p> <p>2 受注者は、前項の場合は、工事完成時に必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するとともに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存しなければならない。(削る)</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 安全管理 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(公的試験機関)</p> <p>第21条 公的試験機関とは、次の各号に示す要件のいずれかを満たす試験機関をいう。 (1) 国又は都道府県が所管している試験機関</p>	<p style="text-align: center;">第3章 再生資材及び建設副産物 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(再生資源利用(促進)計画書及び実施書)</p> <p>第11条 受注者は、請負代金額が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するとともに、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、着手前に監督員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>2 受注者は、前項の場合は、工事完成時に必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するとともに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>3 受注者は、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存しなければならない。</p> <p>4 受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>5 受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>6 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と第5項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>7 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。</p> <p>(省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 安全管理 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(公的試験機関)</p> <p>第21条 公的試験機関とは、次の各号に示す要件のいずれかを満たす試験機関をいう。 (1) 国又は都道府県が所管している試験機関</p>

愛媛県農業土木工事特記仕様書

新				旧			
(2) 環境計量証明事業所（ただし、製造者又はその関連会社を除く。） 2 受注者は、重金属等の溶出試験を前項第2号に規定する環境計量証明事業所で行う場合は、販売会社等と試験機関が関連会社でないことを誓約書（様式1）に記入し、監督員に提出しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、下表の鉄鋼スラグメーカーが製造した鉄鋼スラグの重金属の溶出試験を下表の試験機関で行う場合は、誓約書の提出を省略することができる。				(2) 環境計量証明事業所（ただし、製造者又はその関連会社を除く。） 2 受注者は、重金属等の溶出試験を前項第2号に規定する環境計量証明事業所で行う場合は、販売会社等と試験機関が関連会社でないことを誓約書（様式1）に記入し、監督員に提出しなければならない。 3 前項の規定にかかわらず、下表の鉄鋼スラグメーカーが製造した鉄鋼スラグの重金属の溶出試験を下表の試験機関で行う場合は、誓約書の提出を省略することができる。			
鉄鋼スラグメーカー	所在地	試験機関	試験機関所在地	鉄鋼スラグメーカー	所在地	試験機関	試験機関所在地
J F E スチール(株) 西日本製鉄所	広島県福山市 鋼管町1番地	公益財団法人 岡山県環境保全事業団	岡山市南区内尾665-1	J F E スチール(株) 西日本製鉄所	広島県福山市 鋼管町1番地	公益財団法人 岡山県環境保全事業団	岡山市内尾665-1
		一般財団法人 広島県環境保健協会	広島市中区広瀬北町9番1号			一般財団法人 広島県環境保健協会	広島市中区広瀬北町9番1号
		(株)片山化学工業研究所	大阪府大阪市東淀川区東淡路1-6-7			(株)片山化学工業研究所	大阪府大阪市東淀川区東淡路1-6-7
(株)神戸製鋼所 加古川製鉄所	兵庫県加古川市金沢町1	公益財団法人 ひょうご環境創造協会	神戸市須磨区行平町3丁目1番18	(株)神戸製鋼所 加古川製鉄所	兵庫県加古川市金沢町1	公益財団法人 ひょうご環境創造協会	神戸市須磨区行平町3丁目1番31
(株)神戸製鋼所 神戸製鉄所	兵庫県神戸市灘区浜東町2	公益財団法人 ひょうご環境創造協会	神戸市須磨区行平町3丁目1番18	(株)神戸製鋼所 神戸製鉄所	兵庫県神戸市灘区浜東町2	公益財団法人 ひょうご環境創造協会	神戸市須磨区行平町3丁目1番31
日本製鉄(株) 瀬戸内製鉄所 呉地区	広島県呉市昭和町11-1	ラボテック(株)	広島市佐伯区五日市中央6丁目9-25	日新製鋼(株) 呉製鉄所	広島県呉市昭和町11-1	ラボテック(株)	広島市佐伯区五日市中央6丁目9-25
		(株)アサヒテクノロジー	広島市西区草津新町1丁目21番35号			(株)アサヒテクノロジー	広島市西区草津新町1丁目21番35号
		一般財団法人 広島県環境保健協会	広島市中区広瀬北町9番1号			一般財団法人 広島県環境保健協会	広島市中区広瀬北町9番1号
日本製鉄(株) 九州製鉄所 大分地区	大分県大分市西ノ洲1番地	(株)住化分析センター	大分市大字鶴崎2200番地	新日鐵住金(株) 大分製鉄所	大分県大分市西ノ洲1番地	(株)住化分析センター	大分市大字鶴崎2200番地
		(株)三計テクノス	熊本市東区御領5丁目10-20			(株)三計テクノス	熊本市東区御領5丁目6-53